



鳥取県公報

平成 29 年 4 月 11 日 (火)
第 8 8 9 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	寄附金の収納事務の委託 (289) (財源確保推進課) 2
	森林病虫害の駆除命令 (290) (東部農林事務所) 2
	公共測量の終了 (2 件) (291・292) (県土総務課) 2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (293) (技術企画課) 3
	森林病虫害の駆除命令 (294) (中部総合事務所農林局) 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (295) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	森林病虫害の駆除命令 (296) (西部総合事務所農林局) 4
	使用料等の収納事務の委託 (297) (会計指導課) 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (8) (教育総務課) 5
	物品売払代金の徴収事務の委託 (9) (高等学校課) 5
	鳥取県指定保護文化財の指定 (10) (文化財課) 6
	鳥取県指定有形民俗文化財の指定 (11) (〃) 6
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 6

告 示

鳥取県告示第289号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、ふるさと納税に係る寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
株式会社稲田屋本店
- 2 委託した寄附金
鳥取県・岡山県共同アンテナショップにおいて現金により収納するふるさと納税に係る寄附金
- 3 委託期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

鳥取県告示第290号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月11日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 西 尾 博 之

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）
 - (2) 期間
平成29年5月30日から同年7月18日まで
- 2 森林病虫害等の種類
森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。
- 4 命令をしようとする理由
1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。
（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び東部農林事務所八頭事務所並びに鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第291号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業地域 米子市全域
- 3 終了年月日 平成29年 3 月30日

鳥取県告示第292号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年 4 月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 水準測量
- 2 作業地域 倉吉市（一部）、湯梨浜町（一部）、北栄町（一部）及び三朝町（一部）
- 3 終了年月日 平成29年 3 月24日

鳥取県告示第293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、琴浦町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年 4 月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 琴浦都市計画道路 3・4・2号浦安停車場線（変更前 東伯都市計画道路 3・4・2号浦安停車場線）
 - 琴浦都市計画道路 3・4・3号徳万逢東線（変更前 東伯都市計画道路 3・4・3号徳万逢東線）
 - 琴浦都市計画道路 3・4・4号下伊勢線（変更前 東伯都市計画道路 3・4・4号下伊勢線）
 - 琴浦都市計画道路 3・6・1号福留線（変更前 赤碓都市計画道路 3・6・1号福留線）
 - 琴浦都市計画公園 2・2・1号八橋公園（変更前 東伯都市計画公園 2・2・1号八橋公園）
 - 琴浦都市計画公園 2・2・2号徳万公園（変更前 東伯都市計画公園 2・2・2号徳万公園）
 - 琴浦都市計画公園 2・2・3号荒神公園（変更前 赤碓都市計画公園 2・2・1号荒神公園）
 - 琴浦都市計画公園 2・2・4号花見公園（変更前 赤碓都市計画公園 2・2・2号花見公園）
 - 琴浦都市計画公園 3・3・1号いなり公園（変更前 東伯都市計画公園 3・3・1号いなり公園）
 - 琴浦都市計画公園 5・5・1号東伯総合公園（変更前 東伯都市計画公園 5・5・1号東伯総合公園）
 - 琴浦都市計画駐車場 1号浦安自転車駐車場（変更前 東伯都市計画駐車場 1号浦安自転車駐車場）

- 2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県告示第294号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 4 月11日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

- 1 区域及び期間

- (1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

- (2) 期間

平成29年 5 月30日から同年 7 月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び中部総合事務所農林局並びに湯梨浜町役場及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月11日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人ひまわり倶楽部	米子市上福原五丁目12-63	就労支援センターひまわり倶楽部	米子市東福原六丁目1-34	就労継続支援B型	平成29年4月4日

鳥取県告示第296号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月11日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部(別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成29年5月25日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び西部総合事務所農林局並びに日吉津村役場及び大山町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第297号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、寄附金及び貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

国分グローサーズチェーン株式会社
株式会社しんきん情報サービス
株式会社スリーエフ
株式会社セコマ
株式会社セーブオン
株式会社セブーン・イレブン・ジャパン
株式会社ファミリーマート
株式会社ポプラ
ミニストップ株式会社
山崎製パン株式会社
株式会社ローソン

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第8号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成29年4月11日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成29年4月14日(金)午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
 - (2) その他

鳥取県教育委員会告示第9号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校演習林林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月11日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

1 委託の相手

株式会社倉吉木材市場

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

鳥取県教育委員会告示第10号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年4月11日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

彫刻の部

名称	員数	所在の場所
木造菩薩形立像	1 軀	倉吉市桜

工芸品の部

名称	員数	所在の場所
銅鰐口 伯州瀧山寺銘	1 口	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

古文書の部

名称	員数	所在の場所
大安寺文書	2 点	西伯郡南部町天萬

考古資料の部

名称	員数	所在の場所
福本70号墳出土遺物		八頭郡八頭町宮谷80 八頭中央公民館
金属製品	120点	
玉類	48点	
土器・土製品	82点	
霞の要害跡出土梵鐘鑄造関連遺物		日野郡日南町中石見795 日南町郷土資料館
鑄型関連	37点	
溶解炉炉壁	2 点	
銅滓	1 点	

鳥取県教育委員会告示第11号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定有形民俗文化財の指定をしたので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成29年4月11日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

有形民俗文化財の名称	員数	所在の場所
鳥取県の併関係資料		倉吉市福庭
製品	1022点	
制作道具関連（デザイン）	180点	
制作道具関連（機道具等）	2111点	
綿生産道具関連	5 点	

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操

作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成29年 4 月11日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年 5 月 8 日 午後 1 時から午後 4 時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5 人
平成29年 5 月22日 午後 1 時から午後 4 時まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。